

総合教育会議及び教育大綱について

1 総合教育会議

(1) 総合教育会議の設置趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正（平成 27 年 4 月 1 日施行）に基づき、教育の政治的中立性、継続性・安定性は確保しつつ、民意を代表する市長と教育委員会が十分な意思疎通と連携を図り、教育の課題やあるべき姿を共有し、教育行政のさらなる推進を図る。

(2) 総合教育会議の開催

- ア 市長が招集する。（教育委員会の求めに応じて招集する場合を含む。）
- イ 市長及び教育委員会（教育長・委員 5 名）で構成する。
- ウ 会議は原則公開する。

(3) 総合教育会議の協議・調整※事項

- ア 教育行政の「大綱」の策定
- イ 教育条件の整備など重点的に講ずべき施策
- ウ 児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置

※協議：自由な意見交換として幅広く行われるもの。

※調整：教育委員会の権限に関する事務に関し、市長の権限に属する事務との調和を図ること。

2 教育大綱

(1) 教育大綱とは

地方公共団体における教育の目標や施策の根本的な方針であり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、地方自治体の長にその策定が義務付けられた。

(2) 長崎市教育大綱の考え方

長崎市のまちづくりの指針である「長崎市第五次総合計画」に基づき、「個性輝く世界都市」「希望あふれる人間都市」という将来の都市像の実現をめざしており、未来の長崎を担う人材育成を積極的に進めるにあたり、長崎市における教育に関する方向性を明確にすることを目的として「長崎市教育大綱」を策定する。

(3) 長崎市教育大綱の期間

長崎市第五次総合計画「前期基本計画」との整合性を確保するため、計画期間を令和4年度から令和7年度とする。

長崎市第五次総合計画と第2期長崎市教育大綱の関係

